

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（451）
2. 日時：令和5年2月14日 10時00分～11時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全審査担当課長）、他1名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー※、他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への基準適合について 第9条（溢水による損傷の防止等）
- （2）泊発電所3号炉 防潮堤変更に伴うモニタリングポストへの影響について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の尾野です。それでは9条溢水による損傷の防止について、ヒアリングを始めたいと思います説明をお願いします。
0:00:13	はい。北海道電力の濱口です。九条溢水のパワーポイント資料につきまして前回のヒアリングでいただいたコメントを踏まえて、修正した箇所についてご説明させていただきます。
0:00:26	資料の4ページをお願いいたします。
0:00:29	前回ヒアリングでは、資料全般にわたって、ガイドで用いられて用いられている用語を正確に引用することというコメントをいただいておりますので、
0:00:39	ガイドの表現を参照しまして、記載の適正化をさせていただきます。
0:00:46	また、情景評価で方針を示す段階で低エネルギー配管を落とすことが妥当かどうか検討することというコメントをいただいておりますので、
0:00:56	表2-1-11-3の方に、こちらもガイドを参照いたしまして、上記評価の対象となる水源の考え方は没水被水評価と同じであるが、
0:01:07	蒸気を内包する配管として、高エネルギー配管を対象とするという記載を追加させていただきます。
0:01:15	続いて6ページをお願いいたします。
0:01:18	6ページでは、泊の特徴である循環水ポンプ建屋について記載しておりますが、こちらについて、評価の考え方は先行PWRの建屋、建屋内の評価と同じであるということがわかるよう、
0:01:33	記載を適正化させていただきます。
0:01:35	それと、黄色ハッチングでしお示しできていないんですけども、この図の中で、津波がタービン建屋にも流入するということがわかるよう、わかるよう、図のほうも修正させていただきます。
0:01:50	続きまして11ページをお願いいたします。
0:01:54	11ページの、こちらの前回の資料では、消火水の放水量の算定の考え方を泊の特徴として、テキストボックス内に記載をしておりましたが、
0:02:05	先行PWR、また島根2号炉と同じ算定方法であることから、特徴ではなく、本文中に記載する形に修正をさせていただきます。
0:02:17	続いて、12ページをお願いいたします。
0:02:21	こちらのページでは、地震時の手動隔離操作について、先行BWRの実績を踏まえて、記載の見直しをさせていただきます。
0:02:30	具体的には7.2%、7.2の溢水量の設定の二つ目の矢羽根のところで、運転員による手動操作により漏えい停止を行う水源に対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	異常の検知事情の判断、漏えい箇所の特特定、漏えい箇所の隔離等による漏えい停止までの時間、運転員の状況確認及び隔離操作を含むに保守性を考慮し設定し、
0:02:54	溢水量を算出すると記載しております。
0:02:57	こちらの記載は大井のテンパチの記載を踏襲しております。
0:03:02	その上で泊3号炉の特徴として、地震発生後には、運転員によるパトロールを実施し、水源となりうる機器からの漏えいが確認された場合には、
0:03:12	手動操作による漏えい停止を実施することから、漏えい検知から隔離操作完了までの時間を保守的に設定し、溢水量を算出していると記載しております。
0:03:24	この考え方は先行PWRである、伊方高浜おいで実績があることを確認しております。
0:03:33	最後に16ページをお願いいたします。
0:03:37	こちらのスライドでは、今回のご説明範囲が、基本方針のみであることから、評価方針評価結果等の詳細については、今後ご説明、ご説明するということになるよう、
0:03:50	今後の説明事項についてまとめたスライドとして追加をさせていただきます。
0:03:56	コメントの反映箇所は以上となります説明も以上です。
0:04:03	はい。
0:04:04	規制庁のです。それでは確認に入りたいと思います。
0:04:09	私から3点ほどあるんですけども、1個目6ページなんですけれども、
0:04:16	これすいません前の、
0:04:18	ための確認なんですけれどもこれは津波の時、
0:04:22	流入を考慮する溢水元っていうのは循環水ポンプ建屋とタービン建屋だけでいいんですか。他のところは結局ないんですかね。
0:04:32	屋外関係もあるんですか、屋外評価のときに津波が。
0:04:38	取り扱わない。
0:04:44	北海道電力の濱口です。屋外溢水の評価では防潮でもございますので、津波の流入は考慮してございません。循環水ポンプ建屋とタービン建屋の循環水管からの流入を想定した評価を行っております。
0:04:59	浜です。規制庁なし了解しました。
0:05:03	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	あとすいません、12 ページなんですけど、これ今回直していただいて確認なんですけれども、
0:05:12	間瀬選考の、
0:05:16	記載。
0:05:17	ちょっと見てきてわかったんですけれども、
0:05:22	これあれなんですかね地震発生後に運転員によるパトロールを実施してこれ、あれなんですか何かに 20G a l 以上とか、
0:05:30	しかあれなんすかね。
0:05:32	いややらないとかって決まってるんですか。
0:05:38	規制庁のですねなんか先行の資料を見てくと、現場への移動とかの何か条件が R 思想なんか、ガル数とか、こう決まってるんですけれどもこれ北電も一緒なんですけど、
0:05:52	はい北海道電力の濱口です。土肥勝田 3 号炉さんは 20G a l 以上でというふうに記載があったと思いますが、泊の方では 8G a l 以上の地震は、
0:06:02	起きたときにパトロールをするという運用になってございます。
0:06:07	規制庁、わかりました。ちなみに何かそのガル数ってこう設定してる何か根拠とかってあるんですか。
0:06:21	北海道電力の濱口です。すいませんちょっとガル数の根拠まではこちらで把握してございませんので確認して、次回お答えするようにいたします。わかりました。あとすいませんもう一度確認させていただきたいんですけれどもこれパトロールを実施するの。
0:06:36	であれですね前回のヒアリングで四つぐらいの、その何ていうんすか。隔離操作をする機器があるっておっしゃってたんですけれども、それはあれですよ。
0:06:47	1 個だけじゃないっていいんですね隔離操作する対象機器って何個あるんですか。
0:06:56	北海道電力の濱口です。全部で四つから五つ。
0:07:01	四つ、4 ヶ所の隔離操作になります。
0:07:07	規制庁の尾野ですわかりました。
0:07:09	あと、すいませんこれ記載だけなんですけれども、泊 3 号炉の特徴の額縁の中の保守性っていうところって、
0:07:19	何か保守的の方がいいのかなと思ったんですけど溶鋼
0:07:24	それから保守性を考慮して設定しとかなのかなと思うんですけどちょっと文章がわかりづらいなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:32	北海道電力の濱口です。申し訳ございませんこちら修正するようにいたします。
0:07:37	はい規制庁なしよろしく申し上げます。あと最後 1016 ページなんですけれども、
0:07:43	これ
0:07:45	確認っていいですか、なんですけれども、今注釈で二つ書いているその評価結果っていうのはこれはあれなんですかね、一応審査会合の中で確認。
0:07:56	説明されるっていうことと理解してよろしいんでしょうか。
0:08:03	はい。北海道電力の濱口です。審査会合で説明することを考えております。
0:08:08	規制庁の谷津わかりました。衛藤。
0:08:12	あとこれ記載だけなんですけれども、オレンジの枠が本日の説明でした。
0:08:20	青い枠が、本日基本方針のみののみご説明って書いてあって、ちょっとわかりづらい。
0:08:27	からあれなんすけど、今後の説明範囲か何かでこう書いていた方が、
0:08:32	いいのかなと思って何か青枠の記載が何なのかっていうのはちょっとよくわからなかったの、
0:08:40	はい。北海道電力の濱口です。はいこちら次回、
0:08:45	次回以降ご説明等記載を見直したいと思います。
0:08:49	はい。
0:08:50	よろしく申し上げます。そしたらその下の矢羽根とかなくてもぱっと見てわかりやすいかなと思うので、ちょっと検討していただけたらと思います。私からは以上です。
0:09:04	原子炉規制庁宮本です。ちょっと確認です 12 ページかな。
0:09:12	12 ページこれ前回から話になっていたってやつで前は原子炉トリップによりとか何とかがっていうちょっと、
0:09:20	泊オリジナルで書かれた
0:09:23	大井と高浜とかと同様に書くとそれは認識は一緒なんですけど、中身が一緒なのかっていうのだけ確認したいんですけど、
0:09:32	この異常の検知っていうのは、
0:09:35	大飯と高浜、他のPW電力のところで異常の検知っていうのはパトロールでの検知にしてるのか、漏えい検知で日本検知してるかどっちなんでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:51	北海道電力の濱口です。伊方3号機の方では、パトロールにより運転員が漏えい箇所を特定するのでそのパトロールによる、
0:10:02	漏えい検知を行っていると思います。
0:10:06	高浜と大井では、
0:10:09	地震、
0:10:10	自体がその検知と考えていて、その地震を検知してそこからその
0:10:18	余裕時間とかを考慮した上で、
0:10:21	運転を、現場までの移動であったり、例の操作時間とかを考慮して、溢水量を算出しているというふうになっていたと思います。
0:10:31	だから実質的に同様なのは伊方3号機の日ってことかな。
0:10:37	そうすると、
0:10:40	はい、北海道電力の濱口ですそのように考えております。はい。それとあと池田さんの場合止めに行く対象の箇所、
0:10:51	土肥先ほど泊が4ヶ所って話だったんだけど、伊方の場合何ヶ所あるんでしたっけ。
0:10:57	伊方は全部で3ヶ所ございます。
0:11:03	わかりましたちょっと今後、細かいものが出てきたときにその辺は確認します
0:11:11	一応言っておくと。
0:11:12	であれば、テンパチなりなんなり記載っていうのは、前回の時点ですっかり言い方を踏襲した形で記載してなければ、こういう混乱はなかったと思うんで、
0:11:24	そういうのは事業者の方でこれ再三言ってるんで、
0:11:28	よく確認してくださいね。いいですかね。
0:11:32	はい。北海道電力の濱口です申し訳ございませんこれから提出資料の提出する資料の方はしっかりと確認したいと思います。
0:11:40	はい。あと最終ページの16ページについて、
0:11:44	これは先ほどのから1Aの4項の話で特に10のところ、
0:11:52	今
0:11:57	包丁での構造が決まらないと。
0:12:02	ここを最終的に出せないやつって、何かあるんでしたっけ。
0:12:12	北海道電力の濱口です。包丁底の形状によるものとしては屋外タンクからのS影響評価はあるんですけども、屋外タンクの溢水評価は敷地の面積が小さくなるような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:26	保守的な条件を設定して評価をしておりますので、まずはこちらの評価結果でご説明したいというふうに考えております。
0:12:35	要は、結構それが重要で、以前その工程表で書かれてた中で、それを一緒に合わせて入れますっていう話だったんで、
0:12:46	それは溢水の中でそこは明確にした上で今、
0:12:50	今後の中で、
0:12:52	米なり何なりつけて他、包丁での構造に影響を影響とか、それなりに考慮しなきゃいけない項目があるならそれがわかるようにしていただかないと、
0:13:06	これだとちょっとわからないですね。
0:13:11	北海道電力の浜口です。※コメントの趣旨表示しましたので、屋外タンクの説明方針。
0:13:20	わかるよう注記に、
0:13:22	記載するようにいたします。
0:13:25	はい。私の方は以上です。他あればお願いします。
0:13:49	規制庁長江ですちょっと私の方から7ページのところで、ちょっと前にも言ったかと思うんですけど、
0:13:57	一応
0:13:58	椅子の時に防護する施設の選定のところのプロセス書かれてるんです①。
0:14:06	のところなんですけどね。
0:14:08	ここで最後の結論のところの上でっていうところで
0:14:12	最後基準規則の12条より防護対象設備を抽出したって書いてあるんですけど、ちょっとこれストレートに書き過ぎで、
0:14:20	もっと正確に言うんであればその12条の
0:14:25	会社食うんだと思うんですけど、そこにダラッと
0:14:31	機能がいっぱい書かれてるのはあるんですけども、もともとその9条の要求もあるのと、給料に水があって、それからさらに水影響評価ガイドっていうのを引用しないといけないんですよ。
0:14:45	それと、12条があって、
0:14:47	それをずっと積み上げていったものと、もともとあるあの時、安全機能の重要度分類審査指針っていうのを照らして、その包絡性で、
0:14:59	選んでるはずなんですよちょっとその辺女川の書き方とか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:04	きちんとこう見ていただいて、多分、同じような表を作られてるんで、プロセス的にはそういう形になってるんですけど、ここの書き方が全然、
0:15:14	何て言うんすかね雑になってると思うんで、もう少し正確に書いていただけますか。それとあと
0:15:22	何ていうの②のところもう一応その、何か①が
0:15:28	何ですかね
0:15:30	高温停止できて低温停止さらに
0:15:34	維持っていうのがあるんあるんあるのと、同対等でその使用済み燃料ピットのピットの冷却と、それからピットへの給水っていう機能があって、
0:15:46	それももともとの要求があって、その
0:15:51	どれに基づいて、どういうものを中止したんだっていうその二つがこれは同格なんで、そういう、ちょっと、
0:16:01	①と②の書き方が全然丁寧さが違ってるっていうことで、その辺もう少し正確にきちんと書いていただけますか。
0:16:14	はい。北海道電力の濱口です。
0:16:17	都丸知のところは12条の解釈とガイドに照らして防護対象設備を抽出しているということがわかるように修正いたします。また②の方も、
0:16:27	①、
0:16:29	に書いてるように記載を充実させ、充実させて修正いたします。
0:16:38	原子炉規制庁の宮尾ですけど今の話でちょっと私も見落として7ページこれ何で12条引用してるのかちょっとわかんないけど、
0:16:45	最終的に準用するんだけど、ここで角田加来べきことは、九条の話で、
0:16:53	解釈を含めた記載を書かなきゃいけないので、通常だとここには
0:16:59	クラス1クラス2クラス3を対象にしてその中から
0:17:05	何だっけ、クラス1クラス2及び安全解析上クラス3を抽出したと。その上で、
0:17:14	その上が続くかどうかわかんないんだけどその上でガイドでガイドじゃない解釈に書いてあるプラントの安定停止及びSFPの利益率必要な設備を、
0:17:24	防護対象としちゃうっていうぐらいの記載でいいはずなんだけど、これ変に細かく書いたせいで余計これが適切じゃなくなってるような気がするんだけど、
0:17:34	いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:37	はい。北海道電力の濱口です。ちょっと別添1の本文の記載とかを見ながら、書いていてちょっとわかりにくい記載になってしまっておりましたので、9条の解釈ですとか、12条の解釈、ガイドをもう一度確認して、記載を適正化したいと思います。
0:17:56	規制庁の中崎基本は、重要度分類の安全機能の重要度分類審査指針からスタートしていった、そのいろんな要求の±っていうのを何て言うかや、
0:18:09	加え、加えていった包絡性を見ていった、最終的に、それから
0:18:15	なぜ今
0:18:17	高温停止、それから低温停止それから維持っていうところ、それと、何て言うかねそういう、後ろにつける添付でつけてる表、表ですね作りが、
0:18:31	そういう構成になってるんでその通りきちんとこう書いていただければと思うんですけどね。
0:18:39	はい。北海道電力の濱口ですありがとうございますそのように記載を見直したいと思います。
0:18:47	ちょうど関係する方もちょっといろいろチェックしていただいて、
0:18:52	基本、基本的に何回も言ってると思うんで、ご理解はされてると思うんですけどちょっとこの文章とか、今、宮本川田氏が言ったコメントの趣旨をちょっととらえていただいて、
0:19:05	もよろしくお願いします。
0:19:28	規制庁のですちょっと最後に私から1点だけ確認させていただきたくて、
0:19:34	13ページの滞留面積のところの話をちょっとしつこくして申し訳ないんですけど、これ結局、
0:19:42	大井とかって見ると、その許可段階とかでそういう具体的な、今北電の方で示してる滞留面積の考え方っていうのが、
0:19:53	補ある種補足説明資料上示されていないんですけども、これ大井とかとは、同様なのですかって他何かこう、
0:20:06	その資料上見えてるところのプラントで一緒なところとかってあるんです。
0:20:16	北海道電力の濱口です。
0:20:19	当資料上見えているところとしましてはBWRの嶋根井の号炉さんの方で欠損面積を現場計測されておりました、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:31	島根ではその滞留面積の算出は、区画の床面積に対して機器が占める面積の割合を係数として掛け算することで、滞留面積を
0:20:43	算出しているんですけども、こちらのその機器が占める面積割合っていうのを、現場調査にて確認しているというふうに記載されています。
0:20:53	またその計測する機器の寸法に関しましても、機器の基礎よりも上に乗っている機器の投影面積の方が大きい場合には、投影面積を寸法として計測すると。
0:21:06	ありますので、基本的な計測の考え方も、あまりと同様なのかなというふうに考えてございます。規制庁なんですありがとうございますそれはあれなんです、今日、嶋田許可段階ですから工認段階ですね。
0:21:20	許可にも現場調査しているという記載は、補足説明資料とあと別添3の方に記載があったと思いますしあと工認の方でも、まだ
0:21:33	全部出てるかわからないんですけど、補足説明資料の方にはそのような記載が確認できております。ありがとうございますちょっと2、あと2点ほど、今のやつで確認させていただきたいんですけど、その島根の
0:21:46	公認以外で、そういった紙資料が出てる事業者がほかにもあるのかっていうことと、
0:21:53	あと
0:21:54	先ほどの島根では、基礎の高さより、
0:22:00	木曾より上の高さで面積が多ければそれを採用するって言うんですけどもそれ北電と同じ。
0:22:08	その考え方の高さの1.5倍までの範囲とか、そそういう縛りは津島には設けてるんですか。
0:22:16	すいませんちょっとした北海道電力の浜口です。その高さをどのように設定しているかまでは確認はできていないんですけども、サマリー多田島野や関西電力さんとかも同じだと思うんですけども、最初は図面ベースで、
0:22:32	滞留面積を算出して、概略の評価っていうのはまず行っております。その上で、今後の現場の維持管理を見据えて、その滞留面積の精緻化を行う。
0:22:44	ために欠損面積の現場調査を行っていると思いますので、まずその基準となる水位があるっていうのは、他の電力さんも共通かなというふうに考えております。
0:22:56	規制庁のSわかりました。
0:23:00	なんか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	実態上やってることは一緒なのかもしれないですけど何かこう資料が出てきたのは、今北電だけのような気もしているってところを、ちょっと思ってますので、とりあえず現状はわかりました。ありがとうございます。
0:23:19	宮本ですけど、12ページのさっきの話なんだけど、実質多分伊方3号機としか一緒じゃないと思うので、
0:23:27	これちょっとあんまり多めに書いてしまって本、さっき言ったように本当に一緒なのかって言ったら、中身がやっぱり違う場合はあるので、そういうのは今後ちょっと混乱を生むので、
0:23:38	本来一番ポイントになるのは伊方3号炉と一緒にすってというのがこの回答になると思うので、そういう上で、チェックしてもらえますか。
0:23:52	はい。北海道電力の浜口です。すいません高浜東井は地震時に手動操作をしているという点で同じというふうに書いていたんですけども、実際のその考え方自体は伊方3号炉、
0:24:04	と同様であるということがわかるように、記載を見直したいと思います。
0:24:17	規制庁アキモトですパワポの6ページのズーなんですけど、像理解したくて、確認なんですけど、循環坪循環水ポンプ建屋の上のところに破線があるのはこれ何回。
0:24:33	良いとがあるんでしょうか。
0:24:39	北海道電力の浜口です。実際の建屋の配置からすると、循環水ポンプ建屋ってタービン建屋のもっと南側というんですかね。
0:24:50	南東側にあるんですけども、この図、図の都合上、ここに記載しているというので、点線で
0:24:59	示しております。
0:25:01	距離、規制庁アキモトです距離感が違うから、
0:25:07	入れてますってぐらいの感じってことですねわかりましたあとディーゼル発電機建屋から原子炉建屋に行くことはないっていう理解でいいですか、溢水経路って。
0:25:32	規制庁秋本です聞こえています。
0:25:34	すいません北海道電力の浜口です。ちょい西縁になりうる機器ということでリーデル発電機建屋にこの水源はあるんですけども、実際にはその
0:25:46	消火水ですとか、その地震、
0:25:49	想定破損を考慮しても実際に溢水が発生する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:54	機器とかその消火水とかがありませんので、水がディーゼル発電機建屋から原子炉建屋側に伝播するという事は、ございません。
0:26:06	規制庁脇本です。あとは原子炉建屋からディーゼル発電機建屋に行くこともないという理解でいいですか。
0:26:15	北海道電力の濱口です。それは、
0:26:19	有井。
0:26:21	ある、
0:26:23	北海道電力の伊藤でございます原子炉建屋からディーゼル発電機建屋の1スケールとしてございますけれども、
0:26:30	A Aディーゼル発電機建屋の前に堰を設置してございますので、実際の評価上は伝播することはないという評価になってございます。以上です。
0:27:01	宮本ですけど、6ページの絵ってというのは、
0:27:06	今伊藤さんが言ったように対策をして止めますでしたら、矢印が、
0:27:12	なくなるってそそういう意味でしたらタービン建屋から原子炉建屋もなくなっちゃうんじゃない、違うんですけど。
0:27:21	北海道電力の濱口です。ご指摘の通りだと思いますので、原子炉建屋等ディーゼル発電機建屋の間にも雨水経路の矢印があるというのが正しい図だと思いますので、
0:27:33	すみません、お願いします。よくそれはこのポンチ絵だから、結局はどうかっていうのは別なんだけど、あんまり細かく言うと、例えばディーゼル発電機建屋になってもともと
0:27:46	冷却水が多分来てるはずだから、
0:27:49	冷却水DGの冷却水はじゃあどういふうに、想定破損上どうしてるのかとかっていうのがちょっとよくわかんなかったりするんだけど、
0:27:57	エレベーションが多分ディーゼル発電機建屋原子炉建屋に対しても高いから、もしかしたらDGから原子炉建屋に行く可能性はないわけじゃないとは思うんだけど、そういうの含めるところ矢印があるかないかって、
0:28:10	非常に重要だと思うので、よく確認してくださいいいですか。
0:28:17	はい。北海道電力の濱口です。コメントを理解いたしました。確認して修正いたします。
0:28:28	はい。規制庁の尾野ですそれでは事実確認は終わりましたのでこれでヒアリングを終わりたいと思います。
0:28:36	続けて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:39	モニタリングポストの方ってできる体制になってますが1回、
0:28:43	休憩挟んだほうがいいですか。
0:28:48	はい。北海道電力芝田です。このままヒアリングできますんで、続けさせていただきたいと思います。はい。それでは次モニタリングポストの方の費用説明をお願いします。
0:29:01	はい。モニタリング、1度日は北海道電力芝田です。モニタリング、1回目のヒアリングで包丁で、
0:29:10	今日御説明に至らなかったのもまとめ資料2回ヒアリングしてますが他の部分については2回目というふうな、
0:29:18	これ、膨張て影響についてパワーポイントをご説明させていただきます。
0:29:24	前回ヒアリングで
0:29:28	防災に言及したことによって
0:29:32	41条60以上の適合性学校、
0:29:35	わかりづらいというふうな状況となつてございましたので、ちょっと防災に関する記載を削除して基準適合性の基準で要求されていることは監視測定できることなので、
0:29:47	その適合性を読み取りやすいように、
0:29:51	見直しでございます。その他可搬型、
0:29:57	ポストの設置位置等を再考することとしてございますがまとめ資料全体等を直すっていうふうなことはちょっと困難と考えてそのあたりの見直しは行ってございません。では内容の改正について鍋田の方からご説明いたします。
0:30:13	北海道電力鍋田です。衛藤パワーポイントの資料でご説明させていただきます。
0:30:18	泊泊発電所3号炉膨張て変更に伴うモニタリングポストへの影響についてというスライドでご説明いたします。
0:30:27	今回変更点を中心にご説明させていただきたいと思っております。
0:30:32	1枚めくっていただきまして、右下1ページ目になりますけれども、
0:30:36	こちら前回コメントいただいたことといたしまして一番下部分ですね5条の方と、
0:30:42	工場の状況を確認して適正化するというところでして、
0:30:46	確認の方いたしました今、資料等を提出して説明しているところでありましてけれども、
0:30:52	活動性の確認ですとかは解析等も必要で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:59	現在説明、今後ご説明する部分もごございますので審査においてご説明するという語尾で示させていただいております。
0:31:07	1枚めくっていただきまして2ページ目でございますけれども、こちら前回防災条文も記載してございましたけれども今回そちらは落としてございます。
0:31:18	続いてまた1ページめくっていただきまして右下3ページ目でございますけれども、
0:31:24	こちらはですね一番上の部分でですね、モニタリングポスト、
0:31:29	ポスト及びモニタリングポストステーション並びに、
0:31:32	L a n g e r とポストは事故時発生時の部署が影響を把握する観点で設置しているということで、少し追加の方させて記載のほうを追加させていただいております、
0:31:42	下の放管型モニタリングポストの設置位置については前回は踏襲して、
0:31:47	内側に置くことを検討中でございますけれどもこちらの資料では外側に置くということで作成させていただいております。
0:31:56	1枚めくっていただきまして、4ページ目です。
0:31:59	こちらのスライドにつきましては大きな変更等はございません。
0:32:04	続いて5ページ目です。
0:32:09	こちらのページからですね前回コメントいただきました31条と60条の7、適合がわかるようにという趣旨を踏まえまして、それぞれですね平常時と事故時、事故時においては31条と60条それぞれで分けて検討する。
0:32:24	するようなスライドにしております。
0:32:27	過去一番のところでもですね、平常時、括弧、31条の継続に対する影響ということで31条への関連がわかるような資料に変更させていただいております。
0:32:40	1枚めくっていただきまして6ページ目です。
0:32:44	こちらでもですね今度は事故時ということで60条に関連するということができるように、最初の行のところで記載させていただきまして、
0:32:52	それから内容といたしましてですねこの図で言いますと緑の点線、こちらを超えてくると測定できますということを、
0:33:01	前回定性的に説明してございましたけれども、今回ですね少し(2)のAの2ポツ目、しかしで始まる場所ですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	ここで少し定量的に補足させていただきまして、距離等風速を考えると1分くらいでここを抜けてきますのすぐ感知が可能ですよということを追加させていただきました。
0:33:24	それから前回コメントといたしましてクライテリアとの関連がわかるようにということがございましたので、3ポツ目になりますけれども、
0:33:34	こちらじゅ、感度としては11%程度、影響があるという記載は前回もありましたが、そのあとです、後述の通り継続に対する影響は小さいということで、
0:33:45	少し紙面の関係です、ここ2直接書くことができなかったんですけども公示するということを明記させていただいております。
0:33:52	また図の方にですね、寸法、格納容器の高さですとか、モニタリングポストの距離、
0:33:59	こちらを追加してございます。
0:34:02	1枚めくっていただいて、7ページ目です。
0:34:08	こちら先ほどと同じでまず最初の行です、60条との関連ということを追加させていただきます、
0:34:15	それからですね、発の二つ目、直で始まる文章になりますけれども、
0:34:20	こちらスカイシャイン線等直接線ではスカイシャイン線の方が影響が高いと、いうことを前回も記載させていただきました、
0:34:28	その下の部分ですね過去例としてということで、
0:34:31	過圧破損の場合の例として直接内スカイシャインの方が、一体中で、影響が大きいということで定量性を少し受けさせていただきました。
0:34:43	それから図のほうになりますけれども、こちらは先ほど同様に寸法追加させていただいたことと、
0:34:50	あと95メートルの空気に対する平均自由行程がわかるように図に示すということでコメントをいただいております、
0:34:57	そちらの対応といたしまして、当初といたしましてはですねCVを突き抜けたガンマ線についてちょっとご説明をしたいというふうなことで、
0:35:06	CVのトップドームから95メートルというようなイメージでお伝えしたんですけども、実際の被ばく評価等におきましてはCV全体が線源になるということを少し踏まえまして、
0:35:19	CVの中心ぐらいの辺りから95メートルの中心値というのは、
0:35:25	現状はですね、オペフロー達ちょっと低めのところということでフローとして金起点といたしましてそこから95メートル。
0:35:33	のところというのを示した上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:36	俺はオレンジのですね、あちら格納容器と同じ高さの円を記載することで、
0:35:43	一番下のCVの一番下の部分がこの絵の一番下の部分。
0:35:48	一番上部分が一番上部分に対応するようなイメージで円を追加させていただきました。
0:35:56	1枚めくっていただきまして8枚目になります。1枚目のスライドですけれども、
0:36:02	こちらですね少し前回から作りを変えてございまして、
0:36:07	2ポツ、事故時(6)事情の計測に対する影響の次でcポツということで新たにちょっと項目立てまして計測における感度低下の影響確認ということでこちらでクライテリアとの、
0:36:19	影響確認をしていますというのがわかるように、
0:36:21	修正させていただきました。
0:36:23	またその確認方法なんですけれども、
0:36:26	前は防災の十条通報の5マイクロっていうのを引いてそれが測りますというような趣旨だったんですけれども、
0:36:34	ここではですね実際SA時の過圧破損というものを、
0:36:38	前提にその解析値としてですね、1ポツ目のところになりますけれども解析値Dポストの欄の1では3.5ミリシーベルトパーアワーという数字がありますので、
0:36:50	これに対して2ポツ目ですね。
0:36:52	前日の通り、新設防潮店の影響としまして、クラウドシャインの感度低下は11%。
0:36:58	直接カーについてはどうだで測定ができると考えているものの、これらをさらに
0:37:05	保守的に考えてこれにより感度が10分の1に低下した場合ということで考えても、
0:37:10	先ほどの3.5mmに対して自分の家システムを350万マイクログレイパーアワーということで十分測定ができますという指針に変更させていただきました。
0:37:21	続きまして、(3)番につきましてはこちらは31条への影響も確認するということで、
0:37:28	今と同じ考え方をですねLOCA時の線量に適用しまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	二つ目ですね、2ポツ目1例としてということで6時においてポストの大井の方ですと3行目のところ書いてますけど10マイクロシーベルトパーアワー。
0:37:45	という数字がございますので、仮に10分の1になっても十分測定可能ですという趣旨で記載させていただきました。
0:37:53	もう1枚めくっていただきまして9ページ目ですけれども、
0:37:58	こちらはまとめのスライドということで
0:38:01	これまで説明した内容で取りまとめさせていただいております。
0:38:07	それから最後ですね10ページ目にですね前回と同じように参考ということでつけさせていただきましたけれども、
0:38:14	こちらはですね審査会合の回答として
0:38:18	今回もご説明するとすれば、1ページ目のスライドをこのスライドで置き換えようというふうを考えて作っているスライドでございまして、
0:38:27	こちらは指摘事項をしっかりと明確に書いた上で、これに対する回答ですということ
0:38:35	内容としては先ほど一番最初のページでご説明した内容が記載してあるスライドでございまして、
0:38:42	ご説明以上になります。
0:38:47	はい、規制庁のそれでは事実確認を始めたいと思いますけれども、
0:39:02	規制庁大塚です。
0:39:04	まず5ページなんですけれども、
0:39:07	ちょっと参考まで確認なんですけど、旧防潮昨日、
0:39:13	場所であったら、今回のような欠測は、
0:39:16	全くなかったのかそれとも、旧傍聴席の位置でもう欠測は多少あったのか、確認したいんですけど、ちょっとご説明お願いします。
0:39:30	はい。北海道電力鍋田でございまして。
0:39:32	結束とおっしゃったのは、線量率への影響というふうに関心とめましてけれども、
0:39:39	そちらはですね(1)ポツの1ポツ目に記載がありますけれども、
0:39:45	衛藤郷町駅の影響といたしましてはほとんど、
0:39:50	線量率への影響がないということでちょっとご説明させていただいてるんですが、すみません質問の趣旨を取り違えていたら申し訳ございません。
0:39:58	北海道電力芝田で補足します。
0:40:02	6ページに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:04	現在計画している、モニタリングポストと包丁での、
0:40:09	位置関係書いてございますが旧防潮駅であってもこのような形で一部、 視界が下げられるというふうな状況については変わらないというふう に考えてございます。
0:40:20	規制庁大塚です。承知しました。今回距離が少し近くなるということで 影響が少し、
0:40:26	大きくなるということで理解しました。
0:40:32	続きまして6ページなんですけど、今回
0:40:36	設置許可基準規則の60条の説明として位置付けていただいているん ですけど、
0:40:43	6ページのページは、
0:40:46	60条の観点のみで、31条の観点では説明していないという、
0:40:52	理解でよろしかったでしょうか。
0:40:55	今回その6ページの説明の中でモニタリングポスト7っていう言い方を してるんですけど。
0:41:01	S Aの場合もモニタリングポスト等という言い方でよろしかったでし ょうか。
0:41:10	北海道電力の鍋田でございます。
0:41:12	まずですねすみません、冊スライド目の(3)のところになるんですけ れども、こちら実行時におきましても先ほどの
0:41:24	直接センサークラウドシャイン線についての影響を同じように影響がご ざいますので、申し訳ございません。6スライド目におきましても、31 条と関連するという事で関連付けたほうが、
0:41:35	よろしいかと考えますので少し間、記載の方考えたいと思います。
0:41:40	それからモニタリングポストなあなあにつきましてはS A時において も、使用可能であれば使用するという位置付けになりますので、
0:41:50	このモニタリングポスト7の説明ではございますけれども、60条にも影 響があるということで60以上という記載をさせていただいております た。
0:42:01	規制庁大塚です。
0:42:08	少々お待ちください。
0:42:12	網本ですけど。
0:42:14	今の回答でより良いんですかね。60条で期待しているモニタリングポ ストはこのモニタリングポストなのですかっていう質問ですけど。
0:42:29	少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:49	北海道電力鍋田でございます。
0:42:51	江藤そうですね 60 条におきましても使用可能であればポスト 7 を使用するということで実勢設備として位置付けておりました、ただそれが使えない場合には可搬型モニタリングポストを設置するという、
0:43:03	位置付けでございます。
0:43:08	宮本ですけど、芝さんそれで書いていいですか。
0:43:14	はい。現状 7-1 で測れるかどうかというふうなことで SA 時についても DB においてもこの位置で測れますと、使えない場合については可搬型というふうなことで設置するとその位置は今現在海側としてるんですけども、
0:43:30	そこについては今、再考中というふうな整理となっております。
0:43:37	原子力規制庁の宮本です。
0:43:43	芝さんも含めて、
0:43:45	条文の理解がどれほどされてるのがちょっとすごく、
0:43:48	不思議なんだけど、
0:43:51	60 条で期待してるのは、多分、
0:43:56	SA 設備として登録して実施するのは、
0:44:00	可搬型モニタリングポストじゃないんでしょうか。
0:44:03	モニタリングポスト 7-1 でやる。
0:44:11	はい。北海道電力芝田です。もう何も自主ジシュと申し上げた通り、設備としては可搬型というふうなご理解でありますよね先ほどからの回答はそれと後合致してますかね。
0:44:36	はい。
0:44:38	7、31 条としては計測できる必要があること、16 条の話はしてるんですけど、60 条としては
0:44:48	可搬型 SA 設備であるものをと場所については、ここを置くというのが現状のスタンスですのでこの位置でケイソク影響がないというふうなことを説明したことからちょっと過般、
0:45:00	が衛生設備で衛藤モニタリングポスト 7 が
0:45:05	実習であるってことをちょっと明確に書き分けられてないというふうなところでちょっと混乱を、
0:45:10	させてしまいました。
0:45:16	規制庁宮本ですけど。
0:45:21	ちょっとね、中身理解しないで説明されてるから。
0:45:25	今みたいな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:28	話になってるのかなと思います。
0:45:32	まず1ページに行ったら、
0:45:34	これら可搬型モニタリポストの影響について、
0:45:39	という話だよね。だから可搬型モニタリングポストの話を、
0:45:44	説明、
0:45:45	する必要が、
0:45:48	まず前提としてあるんじゃないんですかね指摘事項がこれ、この
0:45:54	1063の指摘事項が明確書いてないんだけど、
0:45:59	右側可搬型もんじゃポストの設置位置への影響って書いてあるよねこれね。
0:46:04	上でね、これ実際の指摘事項がこう書いてないから、どんな指摘したかちょっとよくわかんないんだけど、
0:46:10	これ実際の指摘事項は何だったんですしたっけ。
0:46:25	衛藤。
0:46:26	北海道電力芝田です今おっしゃってるのは平成26年1月14日の指摘事項というふうな、
0:46:33	ことです。
0:46:35	後1ページに書いてある、これそもそも、
0:46:38	1063回審査会合、
0:46:42	関連で追加の指摘事項に、これ。
0:46:45	結局、
0:46:46	もともと出だしの指摘事項で、何だっけ公開てないけど、
0:46:56	北海道電力の鍋田でございます。
0:46:58	衛藤すいませんあの、趣旨趣旨といたしましては今後、条文の中で計測ができるということ、成立性を確認するというようなご趣旨での指摘、
0:47:10	ご指摘だったかと記憶してございます。芝田です。若干補足します包丁で設置によって、各条文影響を整理した中で、これが挙げられてたというふうなことでそのフォローアップというふうな位置付けというふうな状況でございます。
0:47:27	ちょっと、
0:47:31	もともとは、
0:47:33	包丁です新しい防潮庭を設置するから、その防潮で設置した場合に、
0:47:40	可搬型もそうだし常設も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:43	影響を受けるんじゃないのか、あるのかっていうところからこれ、事業者としてこれ説明すべきということでこれ始まった話じゃなかったんでしたっけ。
0:47:53	柴田さんのご指摘の通りです。
0:47:57	その上で、いや、その上で、じゃあ、
0:48:01	30条の説明は中身は別として30条の説明は、31条の説明は5ページに書いてありますよ。
0:48:09	いや60条の説明はじゃこれで合ってるんですかって言ったら60条は先ほど言ったように、可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト7-1に設置して測定すると。
0:48:22	なんだけどその資料を記載はしてますかっつたら、
0:48:26	どこにもそれが読めないような気がしますということがうち先大塚の指摘だったと思うんだけど、
0:48:32	それ。
0:48:53	ご指摘の通りモニタリングポスト7が一番影響を受けるので7に対する影響を
0:49:01	評価しますというふうな御宣言は5ページに置いてるんですけども7の代替として7-1に可搬型を置くというふうな話を等、
0:49:11	記載してないっていうふうなご指摘の通りかと思います。だから6ページで、例えば7-1からだったらわかるんだけど、ポスト7からっていう話になっちゃってるから、多分5階で7-1からってまだ表現だったらまだいいんだけど、
0:49:25	先ほど時説明されたように、
0:49:28	モニタリンポスト使いますっていう7を使いますって説明されてるとそもそも何かよくわかんなくなっちゃうので、7-1にっていうことですよ。ちょっとそこは記載の適正化を図ってください。いいですかね。はい。
0:49:43	はい北海道電力芝田です我々として5ページの頭で新設防潮てによる影響を最も受けるモニタリングポストなのを、影響をこれから議論するというふうなことを書いたつもりですけども先ほどご指摘いただいたように可搬型、
0:49:58	どこに置くのかっていうふうなこと書いてないので7の話だけというふうにとられたというふうに理解しましたのでその辺り誤解のないように記載の見直しを行いたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:10	はい。規制庁大塚です。お願いします。6ページだけじゃなくて、7ページ以降も同じように修正をお願いします。
0:50:19	あと、7ページの、
0:50:21	先ほど矢印の1についてC v の中心からとか、垂鉛の説明がありましたけど、ちょっと紙資料上、その説明が、
0:50:31	見つけられなかったのでもし書いてないのであれば、その辺の説明もちょっと追求していただいてもよろしいでしょうか。
0:50:41	はい。北海道電力鍋田です。ご指摘の通りですね円の説明ですとか、その辺を少し補足させていただきたいと思います。以上です。
0:50:50	はい。規制庁大塚です。私からは以上です。他何かコメントありますでしょうか。
0:51:02	規制庁深山ですちょっと細かくて5ページのところの、
0:51:06	(1)、37.57ぐらいかな。
0:51:12	と38.1って書いてあるんですけど、これは安倍理事なりDなのか。
0:51:17	よくわからないず、多分そのピンポイントの数値じゃなくて、年間通したら幅があるはずなんだけど、そこは一切書いてないので、
0:51:27	これはあれですか阿部アベレージの数値なのか一番最大の数値なのかどっちなんでしたっけ、これ。
0:51:33	水道電力鍋田でございます。少し河川の場所がずれてしまってたんですけども年間平均値ということで記載させていただいております。
0:51:46	すいません平均って前に書いてあるわけね。
0:51:49	平均値で、これ感覚的なもので、0.6違うんだけど、これは
0:51:56	揺らぎの範囲。
0:51:59	で見てるのか、薄大きいのが、ずっとこれをどう、どういう、どう表現されてるのかなとかはちょっとよくわからなかったんだけど。
0:52:08	北海道電力松田でございます。この37.5に関しては湯田、若干差がありますけど揺らぎの範囲かなというところで考えてます。他の他の一番ですとか、それ以外のモニタリングポストも、
0:52:22	ほぼこれぐらいのバックグラウンド値で推移してございますので、
0:52:27	良いだけかなというふうに考えてございます。多分ねそれを他のモニタリングポストも5度程度の差があるというのを書かないと、
0:52:35	多分これが大きいか少ないかっていうのがよくわからないんですよ。だから参考で、多分他のフォーミングポストの数値も、平成24年がいっつ幾つで、
0:52:46	平成26年度幾つというふうに書いておかないと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:49	何となく、これが大きいのか少ないかって区別できないかなと思うんで、
0:52:54	よろしくお願いします。
0:52:57	北海道電力松田でございます。このモニタリングポストの数値も含めましてちょっと丁寧に
0:53:03	記載を充実化させたいと思います。
0:53:06	はい。私の方は以上です。
0:53:15	規制庁秋本ですちょっとちなみになんですけど31条と60条のパワポも別途あったかと思うんですけどそっちは直さないっていう理解でいいですか。
0:53:28	北海道電力の鍋田でございます。
0:53:30	えっとですねそちらのパワーポイントにつきましてはご指摘いただいたのがですね伝電線の単線結線図がちょっと見づらいということで、そちらをですね修正させていただいて、
0:53:43	多分本日付で提出させていただいているのかなと。
0:53:47	認識してございます。
0:54:02	北海道電力芝田です。補足します。今本日ヒアリングしたことによりこのパワーポイントは修正させていただこうかと思えますけれどもその修正によって、
0:54:14	本体側のパワーポイントの修正は入らないというふうに考えてございます。
0:54:20	規制庁秋本です。わかりました。それと、あとはあれですね何か
0:54:27	何て言ったらいいなあ。
0:54:30	何かこれって、
0:54:34	防潮底が、
0:54:36	あって、
0:54:38	何か、
0:54:41	そこに遮へい物が、
0:54:43	こうなんすか、常時あるんだったら、
0:54:47	何ていうんでしょうその駅、
0:54:49	影響があるかないかを論じる。
0:54:53	論じるのがいいのかどうかは今まだよくわかっていないんですけど、ちょっとすいません今独り言みたいな感じですけどすみません、10ページのところで、過去の審査会合の指摘事項ってあるじゃないですか。
0:55:09	これってー。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:12	何ていうんでしょう、他のものもあったりするんですけどこれは、全部、過去の審査会合の地域事項って返しましたっていう位置付けなのかなって思ってたんですけど。
0:55:23	他に何か残っているものがあったりするんですか。
0:55:30	北海道電力芝田です。この残っているものなんですけども、防潮で設置による継続の影響というふうなことで、包丁でスペックについてはこの当時、まだ議論してる。
0:55:42	最中でそれが固まらないというふうなことで残っていたものでございます。
0:55:47	規制庁秋本です。すいません質問はあれで31条とか60条以外でも、あるのかどうかという。
0:55:55	異なる
0:55:58	被水影響元同じように、包丁での
0:56:05	線形が決まらなると応答防潮堤内の質が決まらないというふうなことで残っていたかと考えてございますそれについては工程表等でもいつ返すかというのを示していたと記憶してございます。
0:56:15	基本的には傍聴で、
0:56:21	決まっていなかったっていうところが残っているというふうな認識でございます。規制庁、赤松若山氏じゃ包丁で絡みのものが残っている可能性があるってことでは理解しました。
0:56:32	はい。私からは以上です。
0:56:37	規制庁の長江です
0:56:39	9ページのところちょっと最後まとめのところ、(4)ということでちょっと、
0:56:44	この資料全体がこう、皆さんがこういう整理をされたっていう感じで受けとめてるんですけど。
0:56:51	エポ通で、平常時で日でこれが基本的な31条だと思うんですねbポツが事故時で、ここで
0:57:01	60条と31条を一緒には、
0:57:05	書かれちゃってて、Bボードの一番最後の方に設計基準事故時ってまた、そのBポツのカテゴリーの中として
0:57:14	31条の設計基準事故時を書かれてるんで、その全体の整理として、その31条側の要求としては平常時と異常な過渡変化時と、
0:57:25	設計基準事故時があって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:27	60条の要求として、重大事故等時っていうのがあるんだっていうその流れを前からそう踏襲して、多分設計基準事故時はその
0:57:39	重大事故等Gの線量の類推から推定したから、下の方に従属性に書かれてるんじゃないかと思うんですけど、あの世要件としては31条の要件として、
0:57:50	平常時と異常の方変化時と、設計基準事故時があるっていうのは立て付けなんで、それ、そういう作りでこう、前の方の材料もこう整理した上で、
0:58:01	それで、そのあと2、重大事故当時っていう60条の要件の話を持ち分けて、書かれた方が整理としてはわかりやすいんで今ちょっと、
0:58:13	非常に重大事故等時とその設計基準事故時がまざったような形になってるんでちょっとその整理としてそういう形のものにさせていただければよろしいんじゃないかと思います。
0:58:27	はい。
0:58:29	北海道の芝田です
0:58:32	ご指摘の通りかと考えています最終ページ9ページ設計事故時のところ、
0:58:38	結局シェアが書くっていうふうなところは重大事故と同じなので重大事故と同じというふうな形で整理したことによって平常時事故時、
0:58:48	平常時バックグラウンドの影響を離すと、bポツの事故時はシェアを買うけど測れるってことを話す話というふうな観点で、こういうふうなカテゴリとなってございます。平常時、
0:59:01	も事故Gも31条を、
0:59:05	が出てくることで今ご指摘いただいたように整理っていうふうなものであまり美しくないっていうふうなご指摘かなというふうに考えてございますが、一応ご理解いただいている通りかと考えてますので切り分けは
0:59:18	整理としてはできているのかなというふうに考えてございます。
0:59:27	柴田さん。
0:59:29	な、直すんでいいんでしょう。
0:59:31	ていう、岡田ですけれども。
0:59:37	はい
0:59:39	直します。
0:59:46	少しちょっとくどくなるかもしれないんですけども、わかりやすさという観点では確かに31条60条、大きい分けたほうがわかりやすいかなと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうふうにございますんで今申し上げた通り、重大事故と同じと書いたことによってこういうカテゴリーになってますけども、31条、
1:00:03	の平常時、31条の事故時、60条の事故時と書けばそういった混乱はないかと思えますんで、そのあたりまとめ方として見直したいと思えます。
1:00:16	規制庁宮本ですけど。
1:00:19	柴さんね。
1:00:21	これは自己満足の資料を作られても困るってことです。
1:00:26	適合性の説明をやって、
1:00:29	2ページに31条と60条を分けて書いてるにもかかわらずまとめが、
1:00:35	一緒くたに書かれたっていうことは、
1:00:38	これは明らかに説明する意思があるのかが私はわかりません。
1:00:45	その上こちらからの指摘に対しても、
1:00:48	それに対して、真摯に受けとめることなく、修正しないという回答するんであれば、これヒアリングする意味ないので、今後パワーポイントを持ってきたとしても、いや、
1:01:01	ヒアリングやめますかっていうことなので、社内でよく考えてください。以上です。
1:01:08	はい。拙い回答申し訳ございませんでしたしっかり見直したいと思えますんでよろしく願いいたします。
1:01:22	はい。
1:01:23	これ北海道電力岡ですけどもちょっと最後の参考って入れさしてもらって審査会合での指摘事項って位置付けがちょっとふわふわしちゃうてるんで、もともとこれ、昔、指摘事項で残ってるものへの、
1:01:36	回答の続きみたいなどころすごく古いんですけども、
1:01:41	回答返してっていう形の方がいいかなというふうに思ってます、今ちょっとその辺の位置付け、微妙だなと思ってこの一番後ろに参考で載せてるんですけども、
1:01:52	今モニタリングポストへの影響について、市昔昔ですけど審査指摘事項への回答という位置付けで、
1:01:59	この一番最初に、最後につけてる。
1:02:02	指摘事項の内容を、1ページ目に持ってきて、この1ページ目に書いてある内容って、全く同じこと最終ページも書いてありますんで、指摘事項への回答として、今回のパワポを用意させてもらおう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:16	方がいいかなというふうに考えてます今ちょっと参考に落としてますけれども、
1:02:21	最終的にはこの
1:02:22	それからその指摘事項をいただいているものへの回答ってことを、
1:02:26	1ページ目に入れたもので、仕上げたいなというふうに考えてますけど。
1:02:32	何かご意見ありますでしょうか。
1:02:37	はい。
1:02:38	なので最終ページで参考でつけたのはやめて、1ページ目のところで、昔の指摘事項に対して回答するというような資料に、最終的に直させていただきたいというふうに思います。
1:02:55	はい、規制庁です。北海道電力の方から何かございますでしょうか。なければヒアリングを終わりたいと思いますが、
1:03:06	はい本日ヒアリングありがとうございました。これで改正法案提出させていただきたいと思いますが、28日の審査会合に向けて2月14日本日が審査会合資料提出日というふうになってございまして、
1:03:20	改正を極力、今日出した方がいいのか、セット版で改正させていただくという対応が可能なのかご相談させていただければと。
1:03:28	思いまして確認させてください。
1:03:34	早々に直して出してください。
1:03:38	はい、わかりました。
1:03:40	はい、それではヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。